

# 協議会だより

## 『子ども性暴力防止法』を学ぶ

全国学童保育連絡協議会(以下、全国連協)は、とりわけ重要な課題について研究・学習するために、毎年、全国連協を構成する連絡協議会が集まる全国会議のなかで、学習会を開催しています。二〇二六年一月に「子ども性暴力防止法施行ガイドライン」が策定され、同年一月から二月にかけて事業者説明会が開催されたこともあって、同年四月二日、東京都内に会場を設け(オンライン併用)、『子ども性暴力防止法』を学ぶをテーマに学習会を開催しました。「子どもを守る」ための法整備を歓迎すると同時に、この制度が学童保育全体のあり方に大きな影響を及ぼすことを意識して学ぼうと企画したものです。学習会の概要を報告します。

『子ども性暴力防止法』とは、二〇二四年に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等」のための

措置に関する法律」の通称です(二〇二六年二月二五日施行)。学童保育・認可外保育所・学習塾やスポーツクラブなどは認定対象とされており、国の「認定」を受けた事業者が、法律で定める性暴力防止の取り組みを行います(認定申請は任意)。事業者は、性犯罪前科の有無を確認する再犯対策はもちろん、初犯対策・予防策を徹底し、「その者による児童対象性暴力等が行われるおそれあり」と認められる場合、教育、保育等の業務に従事させない「よう」、手立を講じなければなりません(本誌二〇二六年四月号の「協議会だより」参照)。

学習会の冒頭、全国連協から、会が発行した冊子『学童保育情報2025/2026』収録の資料『子ども性暴力防止法』の施行に向けて」を用いて、同法に関わるこれまでの経緯を説明しました。全国連協は、二〇二四年九月に「子ども家庭庁成育局安全対策課と懇談」、二〇二五年七月に「子ども性暴力防止法施行準備検討会」にてアラングを受け、いずれの機会にも、「学童保育の運営主体は、多岐にわたり、性犯罪歴という個人情報適切に扱うことができるのか懸念している」「実施主体である市町村の関与が必要だと考える」と要望してきました(これについ

て懇談では、子ども家庭庁から、「実施主体である市町村が関与する仕組みをつくるには、施行後三年(二〇二九年)の法改正の必要がある」という情報が得られました。また、ヒアリングでは、「学童保育の生活のなかでは、安全の確保を必要とする場面(事故・ケガ対応や不審者の侵入防止、災害発生など)が常にあり、それに対応し得る職員体制と知識や経験に裏づけられた瞬時の判断が必要。性暴力防止に際しても、職員体制の改善が不可欠」と私たちの考えを述べてきました。

学習会の趣旨説明では、子どもへの性暴力を防止するには、子ども・大人共に「尊厳を守ること」「人権を尊重し、権利侵害を未然に防止すること」を大前提に考えることが必要と述べたうえで、指導員の短期間の雇用をくり返すことを前提とした採用から大きく転換を図り、長期的観点で指導員を育成し、定着させていくことが必要と結びました。

つきに、子ども家庭庁支援局参事官(子ども性暴力防止担当)付参事官補佐(認定担当)から、『子ども性暴力防止法』について説明を受けました。制度の背景にはじまって、制度の概要、事業者が施行前のいまから準備する必要が

あること、施行後に対応する必要があることなど、学童保育に引き寄せての説明であったことから、参加者からは「わかりやすかった」「情報が整理できた」「理解がより深まった」という感想が寄せられました。

最後に、浅井春夫先生(立教大学名誉教授、人間と性)教育研究協議会代表幹事)から、講義をしていただきました。子どもへの性暴力を防止するためには、指導員が専門職として「包括的性教育」「からの権利」を学ぶこと、子ども自身が暴力・性暴力に対応する力を形成することができるとの前提がありました。参加者からは、「生活つくりで大切にできたことと重なると思った」「学習をつづけていく」「地域で発信していきたい」という感想が寄せられました。

今回の学習会で学んだことをもとに、全国連協では課題解決の手立てを地域連協と共に考え、国や自治体に必要な要望をしていきます。

## 令和七年度全国こども政策主管 課長会議資料が掲載されました

「令和七年度 全国こども政策主管課長会議資

料」がこども家庭庁のホームページに掲載されました。以下、こども家庭庁成育局成育環境課の資料から、ポイントを紹介いたします。

◆資料の「もくじ」を見ると、成育環境課が所管する事業が俯瞰できます。主な内容はつぎのとおりです。

◎こどもの健やかな成長のための環境の確保：妊婦等包括相談支援事業及び妊婦のための支援給付/地域子育て相談機関/放課後児童対策パッケージ(二〇二六・放課後児童対策予算・放課後児童クラブの安全管理/児童館/こどもホスピスの取り組みの推進・こどもホスピス支援モデル事業/こども・若者の居場所つくり/家庭支援事業/利用者支援事業/地域子育て支援拠点事業/重層的支援体制整備事業/子育て援助活動支援事業/児童委員・主任児童委員/母親クラブ等の地域組織活動等)◎児童手当：児童手当制度の円滑な実施◎子育て応援手当：物価高対応子育て応援手当

◆前年度の同会議の資料の「もくじ」と比較すると、「放課後児童クラブの質の確保」の資料が割愛されています。前年度の同会議では、「放課後児童クラブにおける虐待等不適切

な事案について」「放課後児童クラブの運営内容の評価について」の資料が示されていません。

◆新たに「放課後児童クラブの利用ニーズの正確な把握について」という資料が示されました。二〇二五年二月十九日付、こども家庭庁成育局成育環境課事務連絡「放課後児童クラブの利用ニーズの正確な把握と待機児童の保護者への対応について」の内容を紹介するものです。事務連絡の記載事項はつぎのとおりです。「説明会や情報提供の実施」「利用調整の実施」「待機児童の正確な把握」「休会制度の導入」「整備上の対応」「補助事業の活用」。この資料には、「一部の市町村において条例で定められている利用児童の対象学年と、実際の申し込み時に受付している学年が異なっている事例が発覚し」たことを受けて、事務連絡発出にいたったことの説明が加えられています。

全国連協では、二〇二六年四月二四日に、全国連協を構成する連絡協議会を対象に、成育環境課の予算説明をオンラインで開催します。説明された内容は、成育環境課の確認を受け、追って皆さんにお知らせします。